

浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例新旧対照表

新	旧
(登録の申請)	(登録の申請)
第4条 前条第1項又は第3項の規定により登録を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。	第4条 前条第1項又は第3項の規定により登録を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下同じ。）にあつてはその代表者（人格のない社団又は財団にあつては、代表者又は管理人。 <u>第21条</u> において同じ。）の氏名	(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下同じ。）にあつてはその代表者（人格のない社団又は財団にあつては、代表者又は管理人。 <u>第20条</u> において同じ。）の氏名
(2)～(5) 略	(2)～(5) 略
2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。	2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
(1)・(2) 略	(1)・(2) 略
(3) 前条第1項の規定により登録を受けようとする者にあつては、営業所に所属する全ての浄化槽管理士が当該登録の有効期間内に <u>第12条</u> に規定する研修（次号において「管理士研修」という。）を受講する計画を記載した書類	(3) 営業区域の市町村ごとに連絡をとる浄化槽清掃業者の氏名又は名称及び営業所の所在地を記載した書類
(4) 前条第3項の規定により登録を受けようとする者にあつては、営業所に所属する全ての浄化槽管理士が現に受けている登録の有効期間内に管理士研修を受講したことを証する書類（当該有効期間内に新たに置いた浄化槽管理士に係るもの除く。）及び同項の規定により受けようとする登録の有効期間内に管理士研修を受講する計画を記載した書類	(4) 営業区域の市町村ごとに連絡をとる浄化槽清掃業者の氏名又は名称及び営業所の所在地を記載した書類
(5) 営業区域の市町村ごとに連絡をとる浄化槽清掃業者の氏名又は名称及び営業所の所在地を記載した書類	(5) 営業区域の市町村ごとに連絡をとる浄化槽清掃業者の氏名又は名称及び営業所の所在地を記載した書類
(6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める書類又は図面 (登録の拒否)	(6) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める書類又は図面 (登録の拒否)
第6条 知事は、第3条第1項又は第3項の規定による登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき又は申請書若しくは添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。	第6条 知事は、第3条第1項又は第3項の規定による登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき又は申請書若しくは添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。
(1) 略	(1) 略
(2) <u>第15条第1項</u> の規定により登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者	(2) <u>第14条第1項</u> の規定により登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
(3) 浄化槽保守点検業者で法人であるものが <u>第15条第1項</u> の規定により登	(3) 浄化槽保守点検業者で法人であるものが <u>第14条第1項</u> の規定により登

新	旧
<p>録を取り消された場合において、その処分のあつた日前30日以内にその浄化槽保守点検業者の役員であつた者でその処分のあつた日から2年を経過しないもの</p> <p>(4) <u>第15条第1項</u>の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者</p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>2 略</p> <p>第7条～第11条 略 <u>(管理士研修の受講)</u></p> <p>第12条 净化槽保守点検業者は、営業所に所属する全ての浄化槽管理士に、登録の有効期間ごとに、知事が指定する研修を受講させなければならない。</p> <p>第13条・第14条 略 (登録の取消し等)</p> <p>第15条 知事は、浄化槽保守点検業者が次の各号の<u>いずれか</u>に該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>第16条～第18条 略 (罰則)</p> <p>第19条 次の各号の<u>いずれか</u>に該当する者は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>第15条第1項</u>の規定による停止の命令に違反した者</p> <p>第20条 次の各号の<u>いずれか</u>に該当する者は、10万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>第14条</u>の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者</p> <p>(3) <u>第16条第1項</u>の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者</p> <p>(4) <u>第16条第2項</u>の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者</p> <p>第21条 略</p>	<p>録を取り消された場合において、その処分のあつた日前30日以内にその浄化槽保守点検業者の役員であつた者でその処分のあつた日から2年を経過しないもの</p> <p>(4) <u>第14条第1項</u>の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者</p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>2 略</p> <p>第7条～第11条 略 <u>(新設)</u></p> <p>第12条・第13条 略 (登録の取消し等)</p> <p>第14条 知事は、浄化槽保守点検業者が次の各号の<u>一</u>に該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>第15条～第17条 略 (罰則)</p> <p>第18条 次の各号の<u>一</u>に該当する者は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>第14条第1項</u>の規定による停止の命令に違反した者</p> <p>第19条 次の各号の<u>一</u>に該当する者は、10万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>第13条</u>の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者</p> <p>(3) <u>第15条第1項</u>の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者</p> <p>(4) <u>第15条第2項</u>の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者</p> <p>第20条 略</p>